

定例公安委員会開催概要

1 開催日

令和3(2021)年7月7日

2 開催内容

次の議題について、警察本部から説明・報告がなされ、決裁等が行われた。

■全体会議

【公安委員会から】

冒頭、委員から、

「ここ数日で、県内で交通死亡事故が連続発生した。詳しい原因はまだ分からないかと思うが、夏場は暑さや開放感等から、運転手の注意力が散漫になると以前からいわれている。夏期は見せる活動を中心に、運転手への注意喚起をしていただきたい。また、先週、東北管区内公安委員会連絡会議が、リモートではあるが、2年ぶりに開催されたことから、その報告をしたい。今回の会議では、公安委員会の活動事例について、新型コロナウイルス感染症拡大の視点から各県が報告を行った。公安委員会定例会議のリモート開催は4県で実施したという。それらの県は委員の住まいがそれぞれ県内で離れていることから、コロナ禍の中で長距離を移動して集まることを避け、リモートで行ったものであった。また、会議室1室あたりの人数上限を7人に制限し、それを超える人員は別室からリモートで参加した県もあった。4県から感想を聞けば、『密』の回避や移動時間の節約というメリットがある反面、会議に熱がなく淡々と流れるような印象を持ったとの意見があった。なお、コロナ禍の終息後に定例会議をリモート開催するかとの質問には、いずれの県でもその予定はなく、対面方式に戻すという意見であった。ある県からは定例会議以外のリモート会議の取組として、県下警察署長会議において公安委員3名中2名が、住まいの最寄りの警察署で署長とリモート参加した事例や、警察署協議会代表者会議も、各警察署に協議会代表者の方に来ていただきリモート開催した事例の紹介があり、リモートの技術は有用であり、今後も色々使いたいと述べていた。」

「東北管区内公安委員会連絡会議は初のリモート会議だったが、結論としては、準備が良くて何ら支障なく、2年振りに各県の公安委員の様子を拝見できたことがとても良かった。また、県下警察署長会議等でリモート会議をある程度経験していたことで、違和感なく会議に入ることができ、リモート方式は今後、多くの機会で見ると感じた。その一方で、参加者の様子は平面的に見ることはできるが、空気感というか、意見に対する反応、直接参加して得ることができる雰囲気など、プラスアルファの部分は感じられない。また、次々と進行されると発言を控えてしまい、会議が形式的に流れてしまう危険性があると感じ、参加者と対面しつつ息使いや仕草一つ一つから受ける情報も大事だとあらためて思った。とはいえ、例えば、災害が起こった場合でも、近隣の警察署からリ

モートで伝え合うことも可能であるなど、リモートは今後どんどん活用されていくだろうと感じた。」

旨の発言があった。

【刑事部議題】

○ 専決事務処理状況（令和3年4月～6月）について

警察本部から、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく責任者講習にかかる実施状況について、本年度第1四半期中は、6月に盛岡市で2回開催し、選任時講習は31名、定期講習は22名の合計53名が受講した。業種別では銀行業のみであった。責任者講習は年度の計画を定めて実施しているが、県暴力団追放推進センターが例年4月1日に岩手県と業務委託契約を締結し、そこから講習の準備を始めることから、4月と、大型連休のある5月の実施は困難であり、例年6月から実施している。なお、昨年は新型コロナウイルス感染症対策のため6月の開催は見合わせている。第2四半期は、花巻、千厩、久慈などの7地域で合計8回の講習を計画しており、各事業者に対して、責任者の設置や変更時の届出の徹底と、積極的な受講を働きかける。講習では主に、警察本部からは全国の暴力団情勢と暴力団対策の現状、暴力団対策法及び暴排条例の説明、不当要求への対応要領等を説明している。さらに、岩手県弁護士会や県暴追センターの講話、説明を組み込み、総じて約3時間の講習となる。」旨の報告があった。

【交通部議題】

○ 平泉スマートインターチェンジ新規供用に伴う交通規制の実施について

警察本部から、「規制の場所は西磐井郡平泉町内、本年中に供用開始予定の東北自動車道平泉スマートインターチェンジ周辺であり、同ICのランプウェイにおける交通規制としては、設計速度に基づき指定最高速度を30km/hとするもの。なお、スマートICは奥州、矢巾、滝沢中央に続き、平泉が県内4か所目となる。また、同ICの供用に伴い、その前段階として、接続道路の「町道佐野線」が本年7月末に供用開始される。同町道の規制は、ランプウェイとの交差点を環状交差点とするほか、指定最高速度を50km/h規制とする。環状交差点は宮古市、大船渡市に続き県内3か所目であり、スマートIC流出入口への環状交差点設置は、県内初となる。」旨の説明があり、決裁した。

《 委員質疑 》

「スマートICでは一関署の管轄分と高速隊の管轄分があり、流入路と流出路で管轄区間が違うが、どういうことか。」

→本部発言

「このICのゲートは、流入路と流出路で並置されず、それぞれ別に設置されている。ゲートを境に本線寄りが高速隊、町道寄りが一関署の管轄であり、ゲートの位置の関係で管轄区間が異なる。」

《 委員質疑 》

「IC出入口に環状交差点を設ける交通規制は、県警察からの働きかけか。」

→本部発言

「地元と道路管理者である自治体の話から来た。7年位前から話が出ていた。」

○ 妨害運転処罰規定新設後の検挙状況等について

警察本部から、「妨害運転罪は、昨年6月の改正道路交通法改正で新設され、他の車両の通行を妨害する目的で、交通の危険を生じさせるおそれのある方法により、車間距離不保持などの10類型の違反行為をした者及び同行為によって著しい交通の危険を生じさせた者に適用される。同罪を適用した県内の検挙事例は1件であり、その概要は令和2年9月、一関東山町地内の国道において、自車を追い越そうとした車両の通行を妨害しようとして道路右側に進路変更した車両の事故について、本年3月に盛岡地方検察庁一関支部に事件送致し、運転手は同年4月に免許取消処分となっている。なお、東北管内の妨害運転罪による事件は、福島県で3件、宮城県で2件、当県を含む残りの4県では1件ずつ検挙している。県内における妨害運転に関連する道路交通法違反の検挙状況は、車間距離不保持は令和元年に比べ、法改正以降減少傾向にある。また、妨害運転に関する110番通報は、改正法が施行された令和2年は535件で、前年から大幅に増加したが、車両発見は全体の3分の1程度で、他は未発見だった。車を発見しても、妨害とは違う原因が判明して現場注意とした例もあるほか、通報は第三者からのものもあり、当事車両の特定に至らない例が多い。今後の妨害運転に対する取組は、安全運転管理者講習や運転免許更新講習に、妨害運転の危険性と未然防止に関する内容を組み入れているほか、交通部Twitterや県警ホームページ等で広報を継続していく。また、妨害運転に繋がる車間距離不保持等の取締りを継続するとともに、妨害運転は積極的に取締りを実施する。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「うっかり、あるいは、ぼんやりとして車線を変更し、後続車に迷惑をかけることもあると思うが、検挙事例の者は妨害の意図を持っていたのか。また、明らかに妨害の意図があったと本人が認めなければ、これは適用できないのか。」

→本部発言

「検挙事例は、明らかな妨害の故意があったと認められた。また、本罪の適用には本人の自白も大事だが、証拠により故意が裏付けられることもある。悪質な者に対しては供述だけにとらわれず、取締りをしていく。」

《 委員質疑 》

「最近には車にドライブレコーダーが装着されている比率が高く、立証が可能なのだろうが、車両双方ともドライブレコーダーがない場合、立証困難な例も多いのではないのか。」

→本部発言

「早期に臨場し、目撃情報を収集することが重要である。しかし、走行中の通報も多く、目撃者の確保も困難なことも事実である。積極的に事件化に向けた取締りをしていく。」

【警備部議題】

○ 専決事務処理状況（令和3年4月～6月）について

警察本部から、「本年4月から6月までの間の集会、集団行進及び集団示威運動に関す

る条例に係る専決事務処理状況について、数値はいずれも昨年同期比で増加しているが、これは昨年に、新型コロナウイルス感染症に伴い緊急事態宣言が全国的に発令された影響がある。期間中の実施件数を一昨年の同期と比較すると、集会は5分の1程度、集団行進・集団示威運動は約半数に留まり、依然、新型コロナウイルスの影響を受けていると認められる。期間中、集会は受理が9件に対し実施件数は7件で、他2件は新型コロナウイルス感染拡大に配慮し中止されている。また、集団行進・集団示威運動は受理が27件に対し実施件数は24件で、実施のない3件中の1件は新型コロナウイルス感染拡大で中止されたもの、2件は実施予定日が対象期間後のものである。」旨の報告があった。

■個別会議

○ 運転免許課

免許取消等処分関係に係る意見の聴取結果等の説明、決裁

○ 県民課

釜石警察署協議会委員の辞職に伴う解嘱及び後任者の推薦に伴う委嘱についての説明、決裁

○ 人身安全少年課

ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく禁止命令実施報告

○ 監察課

監察課業務報告